

平成 26 年第 1 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

松尾 大

押印掲載
を省略

1 日時 平成 26 年 1 月 30 日 (木) 14 時 00 分～16 時 00 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第五委員会室

3 出席委員

成瀬 幸典 委員長

有川 智 委員

松尾 大 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

4 説明のため出席した者の職・氏名

財政局 契約課長

日下 晋

財政局 契約課 主幹兼管理係長

浅野 淳

財政局 契約課 工事契約係長

吉田 学

都市整備局 参事兼技術管理室長

小林 法夫

都市整備局 技術管理室 主査

鈴木 寛史

水道局 総務部 企画財務課長

鈴木 亨

水道局 総務部 企画財務課 主幹兼契約係長

岩間 久則

水道局 給水部 管路整備課長

渡部 和彦

水道局 給水部 管路整備課 工事第二係長

小埜寺 利昭

水道局 浄水部 施設課長

福原 嘉朗

水道局 浄水部 施設課 施設係長

植木 義則

交通局 総務部 財務課長

伊藤 幸雄

交通局 総務部 財務課 契約係長

高橋 孝明

交通局 総務部 財務課 管財係長

菅井 英樹

交通局 高速電車部 参事兼電気課長

馬目 幸弘

ガス局 総務部 契約原料課長

柴又 浩

ガス局 総務部 契約原料課 契約係長

大野 伸二

ガス局 製造供給部 導管管理課長

庄司 陽一

ガス局 製造供給部 導管管理課 導管係長

森 幸明

市立病院 総務部 経営管理課長

山口 智

市立病院 総務部 経営管理課 契約係長

佐藤 勝治

5 会議の経過

【1】開会

【2】委員長の選出ほか

(1) 委員長の選出

委員互選により、次の通り委員長を決定した。

委員長： 成瀬 幸典 委員

(2) 委員長職務代理者の決定

成瀬委員長の指名により、次の通り委員長職務代理者を決定した。

委員長職務代理者： 水野 由貴 委員

【3】議事の経過及び内容

進行： 成瀬 幸典 委員長

会議録署名委員： 松尾 大 委員

(1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」（資料 P1）、「入札方式別発注工事一覧表」（資料 P2～30）及び「指名停止の運用状況一覧表」（資料 P31）に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	(資料 P1～30 参照) 今回の報告は、平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日に契約した、予定価格 1000 万円以上の工事案件が対象である。 総契約件数は 249 件。 特例政令適用一般競争入札（いわゆる WTO 案件。予定価格 19 億 4000 万円以上の案件）は 1 件。 WTO 案件の元々の趣旨は、海外の企業の参入をしやすいことであるため、WTO 案件の入札参加資格には、地元企業に有利な条件は付けられないものである。 制限付き一般競争入札は、本市の場合、原則として予定価格 1000 万円以上 WTO 適用基準額（19 億 4000 万円）未満の案件で行われ、一定の事業者規模、ある程度の水準の工事实績、事業所の所在地などの条件を付けて実施している。所在地要件については、多くの場合「仙台市内に本店を有するこ

	<p>と」を要件としており、地元業者だけでは十分な競争性が確保できないと思われる場合は「仙台市内に営業所を有すること」という制限を付けるのが一般的である。</p> <p>制限付き一般競争入札は 229 件で、内訳は市長部局 149 件、水道局 56 件、交通局 13 件、ガス局 11 件である。</p> <p>指名競争入札は、本市の場合、原則として 1000 万円未満の案件で実施される。ただし、一般競争入札より指名競争入札の方が契約に至る期間が短いという特徴があるため、発注を急ぐ災害復旧工事では指名競争入札を行う。また単価契約の案件、その他個々の案件の事情により指名競争入札の方がふさわしいと判断する場合がある。今回報告に挙げた案件の中には、災害復旧工事のほか、一般競争入札を実施したが不調になり、再度入札に掛ける際に指名競争入札の方が参加が得られやすいと判断して指名競争入札に切り替えた案件が含まれている。</p> <p>指名競争入札の件数は 6 件で、内訳は市長部局 4 件、水道局 2 件である。</p> <p>随意契約は、地方自治法施行令で定められた要件に該当する場合に行うことができる。随意契約ができるのは、少額案件（本市の場合、予定価格 100 万円未満の工事）や、特定の事業者でなければ行えない案件、あるいは特定の事業者が発注することが本市にとって非常に有利であるような場合等である。</p> <p>今回の報告に挙げた案件では、工場プラントや、エレベーター設備の改修でもともとそれを手掛けた事業者でなければ行えない工事や、同一工区内で既に他の工事が行われており、工事個所が重なる工事を追加で発注する事案について同じ業者に発注した方が期間の短縮、工事費用の低減が明らかな案件で随意契約した案件がある。</p> <p>随意契約は 13 件で、内訳は市長部局 8 件、水道局 2 件、交通局 2 件、ガス局 1 件である。</p>
--	--

指名停止の状況	事務局	<p>(資料 P31 参照)</p> <p>今回の報告に係る期間(平成 25 年 10 月 1 日～12 月 31 日)における指名停止は 5 件である。</p> <p>機動建設工業(株)は競売入札妨害を行ったための指名停止である。指名停止要綱上、「談合又は競売入札妨害」の指名停止期間は 4 か月～1 年だが、同社は既に平成 23 年 6 月まで指名停止を受けており、本市の規定で、指名停止明けから 3 年以内に再び指名停止に該当した場合は、停止期間の最短期間が通常の 2 倍の期間となるため、4 か月の 2 倍の 8 か月間の指名停止となったものである。</p> <p>(株)日本水道設計社は贈賄による指名停止であり、同要件での指名停止期間は要綱上、4 か月～1 年なので、最短期間の 4 か月の指名停止となった。</p> <p>大成ロテック(株)は談合による指名停止であり、要綱上、停止期間は 4 か月～1 年なので、最短期間の 4 か月の指名停止となった。</p> <p>渡邊建設工業(株)と(株)ユーワ技研は水道局発注の工事での工事関係者事故によるものであり、本市としての処分に先立って既に水道局で指名停止措置を取っており、水道局の処分として本委員会に報告済みであるが、事務処理の関係上、市としての指名停止処分が遅れたので今回の報告に含まれることとなった。工事関係者事故の指名停止期間は 2～4 ヶ月なので、最短期間の 2 か月となった。重篤な事故ではないという判断で 2 か月とした。</p>
震災後の工 事件数等 の変化	委員	発注者側の作業体制の負担を確認したいのだが、震災後 3 年間で対象となる工事件数の変化や入札方式の変化はあったか。
	事務局	震災後は復旧工事があったため、震災前と比べて平成 23 年度は工事件数が増加したが、その後は徐々に減る傾向にある。ただし、事務処理に手間がかかる入札案件が平成 23 年度は少なかった。平成 23 年度は緊急性の高い工事が多かったので多くは特命随契を実施し、特に 23 年度前半は指名競争入札をほとんど行っていない状況だった。そのため、競争入札の件数は震災後大きく減り、その後徐々に平常の状態に戻ってきている。
指名停止期 間設定の運 用について	委員	指名停止の No. 2、No. 3 の事例は 4 ヶ月～1 年の指名停止期間がある中で、2 つとも一番短い 4 か月の停止期間となっているが、それはなぜか。
	事務局	一般的には、特別の事情がなければ要綱で定められた停止期間のうち一番短い期間とする運用を行っている。ただし、続けて違反をおかしたりした場合は 2 倍にする規定がある。また、工事関係者事故ならば、死亡事故なら重くしたり、受注者の責任が重い場合(当然にやるべきことをやらなかった場合等)は重くする。
指名停止の 繰り返しの 場合の停止 期間	委員	機動建設工業(株)が前回指名停止を受けた時の理由は何か。
	事務局	贈収賄である。
	委員	そういう場合でも最低ライン、つまり 4 か月の 2 倍の 8 か月でいいのか。
	事務局	指名停止明けから 3 年未満で再度指名停止の場合に全て 2 倍にするのではなく、同種の行為の場合に 2 倍になる。同種の場合に 2 倍にしているので、それ以外の場合は、特に悪質の場合とはもかく、今回は 2 倍規定で十分と考

		えた。
指名停止と総合評価	委員	No.1の事例は、通常4か月の2倍で8か月だが、指名停止を繰り返した場合でも、総合評価の中で点数に差がつかないのか。
	事務局	現在の総合評価では、指名停止があればマイナス点になるが、繰り返したことでさらにマイナスになる、ということはない。マイナス点を増やすことは重い判断になるので、現在はそこまで考えていない。
指名停止中の業者との随意契約	委員	特定の業者しかできない案件だと、指名停止を繰り返しても随意契約をすることに制限はないのか。
	事務局	どうしてもその事業者しかできないような案件は工場プラントなどの工事に限られるが、もしその業者しか行えず、かつどうしても当該改修等を行わなければならない場合は、やむを得ず随意契約を行うこともあろうかと思う。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる249件の工事のうち、高橋委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10件を報告（詳細は資料P32参照）。
- 2) 委員会により、10件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ①平成25年度仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅団地再整備事業民間活用用地等造成工事
- ③平成25年度（仮称）仙台市霊屋下復興公営住宅新築工事
- ④仙台港背後地1号公園植栽工事
- ⑤水施建施 第25-2号 青葉山隧道改良工事（その1・調圧水槽築造工事）
- ⑥南北線北仙台駅外無停電電源装置等更新工事

◆指名競争入札

- ⑧仙台市青年文化センター高圧受変電設備及び直流電源装置改修工事

◆随意契約

- ⑩仙台市戦災復興記念館エレベーター改修工事

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①平成25年度仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅団地再整備事業民間活用用地等造成工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、老朽化した鶴ヶ谷第一市営住宅団地の全面的な再整備を現在行っており。従来中層の建物が多かったものを、中～高層に建替えているため、敷地に余裕が出てくる。その部分を有効に使おうという事で、民間活力で福祉系・サービス系のものに使っていこうと計画している。その民間に提供するための敷地の造成工事である。</p> <p>本工事は、予定価格 5000 万円を超える工事のため、総合評価方式の制限付き一般競争入札を行った。</p> <p>入札参加資格として、過去の類似工事・同種工事の発注実績に基づき、地域要件（仙台市内に本店を有する者であること）、格付評点の要件（土木工事の格付評点が 900 点以上であること）を設定した。なお 950 点以上が A ランクなので、A ランク及び B ランクの上位の業者が入れる条件である。また、施工実績（平成 10 年度以降に完成した国または地方公共団体が発注した土木工事の施工実績があること）、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 5 社で、5 社による入札を行い、(株) 高工を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>なお、予定価格等について説明すると、予定価格は発注者である本市が積算した価格で、これより高い金額では落札できない。</p> <p>予定価格を構成している金額は準工事費・現場管理費・一般管理費等の 3 つに分けられるのだが、失格基準価格は、それぞれ予定価格の準工事費の 90%、現場管理費の 90%、一般管理費等の 70%であり、このうち 1 つでも入札価格が下回っていれば適正な価格でないとして失格となる制度である。</p> <p>また総合判断基準価格は、予定価格の準工事費の 95%、現場管理費の 95%、一般管理費等の 75%を合計したものである。入札価格の総額が総額判断基準価格を下回ったら失格基準価格を適用する。入札価格が総額判断基準価格を上回っていたら、失格基準価格は適用しない。</p> <p>本件は総合評価案件なので、本件の入札経過表には入札価格のほかに評価値が記載されている。本件の落札者は、入札価格は入札者のうちの最低価格ではないが、評価値が最も高い。これは総合評価で得られる技術面の評価が最も高く、トータルでの評価が最も高かったものである。</p>

		(詳細は資料 P33～35 参照)
総合評価の 仕方	委員	入札額が 1000 万円違ってても評価値が優先される、という点についてもう少し説明してほしい。必ず評価値が高い方が落札するのか。
	事務局	評価点に 100 点を加えたものを入札価格で割ったものが評価値である。したがって必ずしも評価点が高い方が落札するわけではなく、本件では入札価格で 1 位の丸武建設(株)と 2 位の(株)高工では、評価点にかなりの差があったので、入札価格に開きがあっても(株)高工が落札することになった。 このように総合評価では、評価点と入札価格の両方を加味して決定している。
緊急工事の 実績の評価	委員	総合評価の点数配分について、「ツ. 緊急工事登録等への取組実績」や「ト. 東日本大震災における緊急工事等の従事実績」が、満点だったり半分だったりバラつきがあるが、どういった実績で満点になったり 3 分の 1 や半分になったりするのか。
	事務局	「ツ」は、評価点配点は 0.6 点だが、複数登録だと 1 点、登録ありだと 0.5 点、なしは 0 点で、これに 0.6 を掛ける。 「テ. 過去 2 ヶ年度における困難業務等の従事実績」は、これも評価点配点が 0.6 点であり、複数実績ありは 1 点、実績ありは 0.5 点、なしは 0 点で、これに 0.6 を掛ける。
	委員	「ト」はどうか？
	事務局	東日本大震災の緊急工事の従事実績が 6 件以上なら 2 点、4～5 件なら 1.5 点、2～3 件が 1 点、あり(1 件)が 0.5 点、なしは 0 点の得点となる。評価点配点は 2 点なので、これに 2 を掛ける。 また被災者を雇用している場合は 1 点、雇用なしの場合は 0 点である。
品質管理シ ステム等の 認証取得状 況	委員	「オ. 品質管理システムの認証取得状況」と「ス. 環境管理システムの認証取得等の状況」は ISO9001・14001 シリーズのことか。中小企業や地元企業では、過去は認証を受けていたとしても、面倒なので現在は認証を受けていないという業者がかなりある。ここでは現在において認証を受けているかどうか、ということか。
	事務局	その通り。

「③平成 25 年度(仮称)仙台市霊屋下復興公営住宅新築工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、旧国家公務員宿舎の跡地に復興公営住宅を建てる工事で、北棟と南棟の 2 つの建物を建築する工事である。 本工事は、予定価格 5000 万円を超える工事のため、総合評価方式の制限

		<p>付き一般競争入札を行った。</p> <p>入札参加資格として、過去の類似工事・同種工事の発注実績に基づき、地域要件（仙台市内に本店を有する者であること）、格付評点（鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が 950 点以上）、施工実績（鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分（新たに増加した部分）が地上 2 階建以上かつ延床面積が 9 0 0 m²以上の建築物（ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等のものを除く。）の建築工事の施工実績があること）、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 4 社で、4 社による入札を行ったところ 1 社が失格となった。残る 3 社のうち評価値が最も高かった同事建設株式会社を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P39～41 参照）</p>
総合評価委員会の開催時期	委員	総合評価委員会ほどの段階で開催されるのか。落札候補者の資料のみを審査しているようだが。
	事務局	総合評価の流れとしては、総合評価委員会で評価項目について審議し、公告、入札を実施し、落札候補者から技術資料の提出を受けて審査し、落札者の決定のために総合評価委員会を開き、技術資料の内容に間違いがないか同委員会で確認のうえ、契約する。
評価の方法	委員	評価項目の決定は総合評価委員会そのものではないのか。
	事務局	入札前に総合評価委員会で決定する。
	委員	評価項目を決めれば、何点になるかは機械的に出るのか。
	事務局	その通りである。本件のように簡易型 I 型の場合、配点は全部で 23 点、簡易型 II 型は 33 点、標準型だと 43～50 点である。
	委員	簡易型 II 型の場合、簡易な施工計画を実質評価すると思うが、これは開札した後に行うのか。
	事務局	そうである。
	委員	簡易型 I 型だと事前に評価項目を決めて、後は機械的に評価するのか。
	事務局	そうである。
	事務局	資料には「技術資料の審査」とあるが、自己申告である技術資料の内容が正しいかどうか、例えば事業者が施工実績で満点もらえるだろうと思って出してきたも、証拠書類を総合評価委員会で審査した結果、求めている要件とは異なると判断されることもある。点数自体は機械的に弾けるが、その点数がそのままいいかは同委員会で判断する。
	委員	落札候補者以外の技術資料も確認しているのか。
	事務局	落札候補者だけである。そこで間違いを見つければ、差し戻してやり直す。
委員	その結果、点数が変わって落札候補者が変わる場合があると思うが、そう	

		なると落札がいつになるのか、という問題があると思うが。
	事務局	その時点で落札候補者になっている業者について、内容の審査を行い、内容が正しくない場合、その分減点する。減点してもその業者がトップなら問題ないが、逆転するケースもある。そうになると、逆転してトップになった業者を落札候補者にして技術資料を提出してもらい、審査する。過去にはそれでも決まらず、再逆転してもう一回審査をし直して決めた例もある。その間契約は遅れることになる。
申告内容の確認	委員	総合評価調書の「エ. 過去2ヶ年における不誠実な行為又は労働災害等」について、自分から申告しない場合、どうやって事実を知ることができるのか。
	事務局	審査書類を上げてもらい、市が持っている情報と比べて判断している。
	委員	ここで唯一マイナス点が出ている項目が「エ」なので、これが点数に反映されるのだろうと思うが。
	事務局	事実と違うものが提出されれば、審査で事実と異なると判断され、逆転して再審査となることがある。
対応可能な業者の数	委員	今回の案件で、入札参加資格に該当する業者は何社ぐらいあるのか。
	事務局	格付評点 950 点以上の業者が 30 数社あると思う。このうち施工実績の要件を充たす業者はこれより減ることになるとおもうが、市民センター規模の工事の実績なら対象となるので、A ランクの業者ならおそらく該当するので、30 数社あると思われる。
下請への賃金支払いの調査・透明性	委員	今の状況だと、建築工事は民間の工事との取り合いになる。民間工事で持っていけると公共工事の意味がない、という話にもなる。見積段階の労務単価と実際に職人に支払われる賃金との開きや、一番下までお金の流れの透明性を確保する考えはあるか。すなわち実際いくら払われているかということだが。
	事務局	何らかの訴えがあれば調べるが、現時点でそのような制度はない。
	事務局	下請への支払い、ということになると建設業法の扱いになる。そうになると、国と県がそれを担う。そちらの方は労務単価で毎年チェックしてもらっている。基礎的自治体の仙台市としてはそこまでやれない。ただ、下請契約が適正に行われているかは施工体制台帳などでチェックするが、実際支払われているかの調査はやっていない。
事実と異なる記載があった場合	委員	提出された書類が正しいことが書かれていることが前提だと思うが、間違った書類を故意に出した場合、例えば人件費の水増し等の虚偽の記載をした場合等は、点数の修正だけではなく信頼の低下により失格、とすることはないのであるか。
	事務局	故意か否かの判断が難しい。故意にやったらペナルティを与えないといけないが、業者に事情を聴いて、単なる間違いだったとなった場合はその項目

		は0点になる。
	委員	指名停止要綱の「虚偽記載」の要件に該当する余地はあるか。
	事務局	虚偽記載が悪意で行ったものならば指名停止に該当する可能性がある。

「④仙台港背後地1号公園植栽工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、予定価格が1000万円以上5000万円未満であるため、入札方式は通常の（総合評価によらない）制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格として、過去の類似工事・同種工事の発注実績に基づき、地域要件（仙台市内に本店を有する者であること）、格付評点（造園工事の格付評点が600点以上）、施工実績（平成10年以降に完成した国または地方公共団体等が発注した植栽工事の施工実績）、その他配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は23社で、23社による入札を行い、9社が低入札で失格となり、残り14社のうち入札価格が最も低かった（株）富田園を落札者に決定した。</p> <p>（詳細は資料P42～45参照）</p>
純粋な植栽工事	委員	本工事は一般的な造園工事で、だからこそ人気があったのか。
	事務局	既に造成等の土木系の工事が終わって、本工事は純粋な植栽工事だった。
入札額が接近した理由	委員	100円単位の入札額だが。
	事務局	震災以降、どうしても復旧・復興工事が中心だったため、造園工事の発注件数が減少していた。そこで、造園業者は1000万円を超える造園工事はなるべくとりたい、という希望があったと思われる。それに加え、単純な植栽工事のため予定価格の積算の中身が読みやすく、入札額が接近したものと考えられる。
落札者より高額の入札者と失格確認	委員	おそらく落札業者は失格基準価格ぎりぎりだったかと思われる。この業者より少し高い額でも失格になっている業者もあるのか。
	事務局	一番安い業者から失格基準価格の該当性を確認していき、全ての失格基準価格をクリアしたら落札、となっているので、これより高い価格で入札した業者でも、失格基準価格を下回っている業者もあるかもしれない。

「⑤水施建施 第25-2号 青葉山隧道改良工事（その1・調圧水槽築造工事）」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、予定価格 5000 万円を超える工事のため、総合評価方式の制限付き一般競争入札を行った。総合評価方式は簡易型 I 型である。</p> <p>入札参加資格として、工事の履行能力を確認するために、地域要件（特定建設業者で仙台市内に営業所を有する者であること）、格付評点（水処理施設工事の格付評点が 750 点以上）、施工実績（国または地方公共団体等が発注した有効容量 3,000 m³以上の PC 配水池築造工事で平成 10 年度以降に完成した工事の施工実績）があること、その他配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 3 社で、3 社による入札を行ったところ、2 社が調査基準価格を下回ったが、調査の結果履行可能であると判断した。当該 2 社を加えた 3 社のうち、評価値が最も高かった(株)ピーエス三菱を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P46～49 参照）</p>
総合評価調書の記載	委員	総合評価調書で、案件により「落札」と記載されているものと「候補者」と記載されているものがあるが、違いはあるのか。
	事務局	違いはない。落札候補者となったうえで事後審査し、最終的に落札者と決定したので「落札」と記載した。
特殊な工事か	委員	この工事は、特段高度な技術を用いるものではないのか。
	事務局	水道局には地上式の水槽が 50 数池あるが、このうち半数以上で PC（プレストレストコンクリート）配水池の実績があるので、難しい工事とは考えていない。
プロボを実施すると安くなるか	委員	何らかの工夫や新技術を持っている業者がプロポーザル等で行うと、もっと価格を抑えられる、というわけではないのか。
	事務局	本工事は、ほぼ技術的に確立した工事なので、そうした性質の工事ではない。
誤申告の可能性	委員	落札候補者の業者しか審査しないとのことだが、もしかしたら間違っ点数を低く申告する業者もあるのではないのか。
	事務局	それぞれの業者が責任をもって申告するのが大前提であると考えている。
評価基準の公表	委員	業者側は、例えば「継続教育」はどういうことをやっていけば点数をもらえるものなのかを常に分かっていることなのか。
	事務局	『総合評価の手引き』を公表しているので、その中で、どういう取り組みをすれば該当するかお知らせしているので、それを見たうえで自己申告しているものである。
予定価格の妥当性	委員	落札額に比べて予定価格が高めだが、これは適正な価格と考えていいのか。
	事務局	予定価格については、この工事を行うにはこのぐらいの費用が掛かるだろうとして積算したものだが、入札価格が低かったのは、水道局で 5 億を超え

		る工事は最近なかったもので、業者はどうしても取りたかったもので、工夫して下げたのではないかと推測している。
配点の違い	委員	総合評価調書の配点の違いは、各部局で重視すべきものの違いによるのか。
	事務局	昨年も委員会で質問があったが、同じ仙台市の中でそれぞれ企業局によって考え方があって配点が異なっていた。しかし今年1月に水道局もなるべく市長部局に合わせるように改定した。この案件はその改定前に行ったものである。
	委員	加算点合計を見ると、この案件だけ他の案件と比べて桁が違う。足並みをそろえた方がいいのか、それぞれの案件ごとに評価項目は異なっている方がいいのか。どう考えているか。
	事務局	「ア. (企業の) 過去5ヶ年度における工事成績評定点 (平均)」や「キ. (技術者の) 過去5ヶ年度における工事成績評定点 (平均)」が各社とも0点になっているが、これは過去5ヶ年度に水道局及び市長部局が発注した同種の工事での平均点である。最近同種の工事がなかったので工事实績がなかった。そこで点数が低くなったものと思われる。
	事務局	水道局で、この種の配水池の最後の築造は平成11年だった。
	委員	「エ. 過去2ヶ年における労働災害等又は不誠実な行為」の配点が0点になっているのは、水道局として重視しないということなのか。
	事務局	配点が0点ではなく、不誠実等の行為があればマイナス点になる。なければ0点、という意味である。
	委員	評価項目は適宜見直していただきたい。

「⑥南北線北仙台駅外無停電電源装置等更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、総合評価方式の制限付き一般競争入札を実施し、総合評価方式を簡易型I型とした。</p> <p>入札参加資格として、工事の履行能力を確認するために、工事内容を踏まえた資格を設定し、地域要件（仙台市内に営業所を有する者であること）、格付評点（電気設備工事の格付評点が850点以上）、施工実績（平成15年度以降に完成した、鉄道電気設備の受配電設備における無停電電源装置又は直流電源装置の新設又は更新工事の施工実績）、があること等の資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は5社で、5社による入札を行い、4社が失格基準価格を下回り失格となった。残った(株)京三製作所を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P50～52 参照）</p>

機器製作費について	委員	入札額にバラつきがあるが、失格基準の内訳で一番大きいのが機器製作費かと思われるが、そもそも全ての業者に機器を製作する必要があるのか。価格の低い業者は技術に長けていて、機器の製作にそこまでお金を掛けなくてもできるからなのか、それとも高く入札した業者は経験が少ないので機器の製作にお金がかかるのか。
	事務局	基本的には各入札者はいずれも同じような技術力を持っていると考えているので、価格のバランスイコール技術力であるとは思っていない。
	委員	その感覚は提出書類でわかるのか、それとも今までの皆さんの経験でわかるのか。
	事務局	各業者の施工実績等を勘案して判断している。
失格基準価格の妥当性	委員	機器製作費の失格基準価格の設定が妥当なのか。一般的にはそのぐらいの費用が掛かるかもしれないが、特殊な技術をもつ業者であればそこまでかからないという可能性もある。特殊な技術を持っていて費用の掛からない業者が逆に失格になってしまうという事はないのか。
	事務局	機器製作費の失格基準価格については5社ともクリアしており、失格した業者はその他の項目で失格になっている。
	事務局	おそらく、土木工事等と異なり、機器製作費は独自のノウハウで価格を抑えることはできると思われる。そのため、機器製作費を含む工事の予定価格の設定に当たっては、単純に市側で持っているもので積み上げをするということに頼らずに、メーカーに対して、今の技術水準だとどのくらいでできるか見積りを取って、それも含めて予定価格を設定している。さらに、失格基準価格は予定価格に一定の率を掛けてそれを下回ってはいけないという価格で設定しており、それを下回ってまでできるという事は通常ないだろうという考え方で失格基準価格を設けている。
失格項目	委員	具体的にはどこがどの項目で失格になったのか。
	事務局	新神戸電機(株)は準工事費及び現場管理費で、(株)GSユアサは現場管理費で、日立バッテリー販売サービス(株)は現場管理費で、富士電機(株)は準工事費・現場管理費・一般管理費でそれぞれ失格基準価格を下回った。
「相当額」の認識の相違の可能性	委員	資料における「現場管理費相当額」の「相当額」というのは、「現場管理費」と違うものが含まれるということか。これが失格基準価格で下回っているようだが。
	事務局	中身は現場管理費である。失格基準の要綱で「現場管理費相当額」としてはいるが、違いはない。
	委員	失格した業者は「相当額」に含まれているものを取り違えて失格になった、ということはないのか。
	事務局	それはないと考えている。
落札により	委員	この工事をとると、その後有利になるということはないか。例えばこの後

その後有利になる事はあるか		同種の維持管理の仕事があるとか。この工事は人気があった案件のようだが。
	事務局	維持管理はノウハウがあるので付いて回るが、それ以外には、特にこの工事を取ることでその後有利になる要因はない。

「⑧仙台市青年文化センター高圧受変電設備及び直流電源装置改修工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、青年文化センターができた当初から使用している受電関係の設備が老朽化し、これ以上の使用に耐えないことから、一式を更新するものである。</p> <p>予定価格が 5000 万円を超える工事のため、本来なら総合評価方式の一般競争入札を行うところであるが、本案件は工期が短いうえに工事を行う期間が限定されるため、高い技術力のある業者を指名競争入札で選定することとした。本案件では工場製作期間はあるものの、配電関係のメインの設備を一式入れ替えるものであり、実際に工事を行う期間が 3 日間くらいだが、その間青年文化センターが使えなくなる。かなり早い段階からセンターに予約が入っており、年末年始の 6 日間しか工事ができない。更新工事を行い、テストの結果やり直し、となったら、既に予約の入っている貸館業務に影響が生じる。他都市の施工実績をもとにして履行の確実性を判断できるかという点と安心できないので、施工実績について当方でよく把握している市内の業者で高い技術力を持つ業者を指名した方が間違いないだろうという事で指名競争入札とした。</p> <p>11 社指名したところ、4 社が辞退となった。</p> <p>入札の結果、最も入札額が低かった（株）ユアテックが落札者となった。（詳細は資料 P57～58 参照）</p>
工事の終了	委員	工期は明日で終わりだが、実際に終わったのか。
	事務局	現場の工事は年末年始期間で終わった。
遅延による業務支障の過去事例はあるか	委員	指名競争入札にしたにもかかわらず、工事が遅延して、センターの業務に支障が生じた、というような例は今までにはなかったのか。
	事務局	<p>知っている限りではそのような例はなかった。</p> <p>ここまでタイトなケースはまれであり、このような判断をしたのは極めてレアなケースであり、ご質問のような例はこれまでおそらく無かったものと思われる。</p>
辞退の理由	委員	辞退が 4 社あったのは、タイトな工事だったからか。
	事務局	辞退の理由を聞き取りしていないが、工程の厳しさを除けば、特殊な工事

		ではない。例えば、ちょうどこの時期にふさわしい技術者がいなかったということかもしれない。きちんとした理由は把握していない。
--	--	---

「⑩仙台市戦災復興記念館エレベーター改修工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、戦災復興記念館の開館当初に設置したエレベーター2基が老朽化しており、巻上げ機や主制御盤等を更新する工事である。</p> <p>本工事は、予定価格が1000～5000万円の工事のため、本来なら総合評価ではない制限付き一般競争入札を実施するところであるが、本工事は随意契約を実施した。随意契約を行った理由は、本工事は、エレベーターの全部入れ替えではなく、かご、レール等を残したまま、どうしても更新が必要な機器を更新するという工事であり、更新する機器を減らすことで工費を安く抑えることができる。しかしもともとの機械が古いため、現在の汎用的な部品がそのまま使えず、また他の業者が取り入れていない、古い型の技術が必要である。そのためどの業者でもできるわけではなく、これを設置した日本オースエレベータ（株）でなければ工事できないことから、特命による随意契約とした。</p> <p>同社に見積依頼をし、最初の見積額は予定価格を超え、2回目の見積額で予定価格と同額となり、契約した。</p> <p>（詳細は資料 P63～64 参照）</p>
既設部品の使用による低廉性	委員	既設部品を使う方が随分安くなるのか。
	事務局	発注課の方で比較をし、この方が明らかに有利であると判断したと聞いている。
この業者と随契を繰り返すのか	委員	また20年後ぐらいにこの会社と随意契約をする、というのを延々繰り返すのか。
	事務局	その頃には建物がなくなっているだろうから、こうやって持たせるのは1回ぐらいが限界かと思われる。
	委員	建物のエレベーターは、1回は作ったメーカーが直す、ということか。
	事務局	そうなるが、建物を建て替える際には当然に競争入札になる。
長期修繕計画について	委員	必ずしも法定耐用年数に限らず、長期的に使えるものは使っていくことになると思うが、本案件は、長期修繕計画に則って、事前に分かっていた工事なのか。
	事務局	各施設について、きちんとした修繕計画を持つというような長寿命化計画は、仙台市ではまだきちんとできていない。10年程度先を見て考えるという

		のが現在のところの限界である。そうした計画はこれからの課題である。
	委員	下水道などでは、仙台市でもアセットマネジメントが進んでいるので、施設についても頑張ってもらいたい。
	事務局	今年度からマネジメント推進室という組織ができ、そこが中心となって施設の長寿命化に向けたマネジメントをやっていこうという体制になったので、これから進めていきたい。

6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ①次回の抽出委員は水野委員に依頼する。
- ②次回の委員会の日程は、平成 26 年 4 月 24 日（木）15 時からの予定である。

7 閉会